

## 交通安全基本計画について

交通安全基本計画は、陸、海、空にわたり講ずべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めたもの。この基本計画は交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づいて中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）が作成することとなっている。

この基本計画に基づいて、国の関係行政機関では、毎年度、その年度において講ずべき施策を定めた計画を作成し実施するとともに、地方公共団体においても、それぞれの区域内における長期的計画及び年度ごとの計画を作成し実施している。

現在、第9次交通安全基本計画を実施しているところであり、同計画が終了する平成28年3月までに第10次交通安全基本計画を作成する必要がある。

（参 考） これまでの交通安全基本計画の変遷

計 画	計画作成年月日	計画期間
第1次	昭和46年3月30日	昭和46年度～50年度
第2次	昭和51年3月30日	昭和51年度～55年度
第3次	昭和56年3月31日	昭和56年度～60年度
第4次	昭和61年3月28日	昭和61年度～65年度
第5次	平成 3年3月12日	平成 3年度～ 7年度
第6次	平成 8年3月12日	平成 8年度～12年度
第7次	平成13年3月16日	平成13年度～17年度
第8次	平成18年3月14日	平成18年度～22年度
第9次	平成23年3月31日	平成23年度～27年度